

平成 25 年 8 月 21 日
健康部生活衛生課

平成 24 年度練馬区食品衛生監視指導計画実施結果について

1 計画の策定と実施結果の公表

食品衛生法第 24 条に基づき、区長は翌年度の食品衛生監視指導計画を定め、その実施結果を食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令第 2 条の規定に基づき 6 月 30 日までに公表することとなっている。

2 「実施結果」の概要

(1) 主な監視指導事業について

区内飲食店、製造業、販売業の施設に立ち入りを行い、食品・添加物等の取り扱いや食品表示が適正かどうか等を監視し、不適切なものがあれば改善を指導した。さらに、食中毒が発生しやすい業種や大量調理施設に対しては、収去検査を含めた重点監視指導を実施した。

- ① 年間監視件数 13,602 件
- ② 重点監視件数（再掲）7,080 件
- ③ 食品等の収去検査 762 検体（内、不適合 72 検体、適合率 90.6%）
- ④ 現場簡易検査 901 検体

緊急特別監視として、区内飲食店等に対して牛肝臓の生食実態調査を行い、規格基準施行後には基準の遵守等について監視指導を行った。また、浅漬けによる食中毒事件後、区内浅漬け製造施設に立入調査を行い、施設の衛生管理等について監視指導を行った。

また、東京都ふぐの取扱い規制条例の改正後、一部ふぐ加工製品がふぐ調理師以外でも取り扱いが可能になったことから、区内ふぐ加工製品取扱届出施設に対して、取扱状況等の監視指導を行った。

(2) 違反・苦情食品対策

① 区民等から寄せられた苦情についての対策

区民等から 77 件の食品等に関する苦情が寄せられ、主な内容は食品への異物混入や食事をして具合が悪くなった（有症）などであった。その全てについて飲食店や販売店等に立ち入って原因を調査し、必要に応じて改善を指導するなどの措置をとった。

② 違反食品

監視や苦情対応の過程で食品衛生法に違反した食品を 42 件（異物混入 20 件、表示違反 22 件）発見し、改善指導や管轄保健所へ通知を行った。

(3) 不利益処分、食中毒について

区内で発生した食中毒は4件で、うち営業施設における3件に対し営業停止処分等を行った。

(4) 区民・事業者・行政の情報および意見の交換（リスクコミュニケーション）

① 食の安全・安心講演会等

8月に消費者庁と共催で「今、考えよう！食品と放射能」をテーマに開催し、参加者は165名であった。また、10月には「健康食品との賢いつきあい方」をテーマに開催し、参加者は89名であった。

② 情報提供および普及啓発

消費者グループや中・高校生等を対象に、家庭や文化祭等での食品衛生について18回、657人を対象に講習会を行った。

食品衛生だよりを5回、47,540部を発行した。季節ごとに注意すべき食中毒等の特集し、区立施設等で配布するとともに区ホームページに掲載した。

区報には、5月に「家庭で出来る食中毒予防」を、11月に「ノロウイルスによる冬の食中毒・感染症予防」を掲載した。

また、手洗いポスター(児童用)を発行し、区内施設等に4,000部配布した。区内の新小学1年生に対しては、手洗いポスター等を6,500部配布した。

③ 食品事業者への講習等

食品事業者に対しては、食中毒予防の情報や衛生管理等について、業態別に講習会を25回、延べ1,468人に実施した。他に、大規模施設を中心に従事者講習会を9回実施し、316名が受講した。

また、区内事業者の食品衛生責任者を対象とした実務講習会を9月に実施し、484名が受講した。

④ 食品等事業者による自主的な衛生管理の推進

区長が委嘱した食品衛生推進員は年2回開催の食品衛生推進員会議等を通じ、保健所事業への協力や普及啓発活動への協力を行った。また、食品衛生協会の自治指導員は食品事業者に対し、自主的な衛生管理の推進活動を行った。

⑤ 意見募集

平成25年度食品衛生監視指導計画の策定において、1月にパブリックコメントの募集を実施した。

3 「実施結果」の公表

6月中に生活衛生課、生活衛生課石神井分室で食品衛生監視指導計画実施結果(別紙)を配布するとともに、区ホームページへ掲載し、公表した。